

## 軽自動車税(種別割)の身体障害者等の減免について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方で、一定の要件を満たしている場合は、減免の申請により軽自動車税(種別割)全額の免除を受けることができます。

ただし、減免可能な台数は、普通自動車、軽自動車、二輪車を含むすべての車両のうち、障害のある方1人につき1台となります。

減免申請をされる方は、納税通知書が届いてから納期限までに申請してください。

### 減免申請できる方

#### 1 身体障害者手帳による区分

障害の区分		障害の等級	
		身体障害者の方が自ら運転する場合	身体障害者の方と生計同一者又は常時介護する方が運転する場合
視覚障害		1級～4級	1級～4級
聴覚障害		2級、3級	2級、3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害		3級	—
上肢不自由		1級、2級	1級、2級
下肢不自由		1級～6級	1級～3級
体幹不自由		1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級	1級、2級
	移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害		1級、3級	1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	1級～3級
肝臓機能障害		1級～3級	1級～3級

※ただし、4月1日現在で障害者手帳が交付されていることが条件となります。

## 2 戦傷病者手帳による区分

障害の区分	重度障害の程度及び障害の程度	
	身体障害者の方が自ら運転する場合	身体障害者の方と生計同一者又は常時介護する方が運転する場合
視覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
聴覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
平衡機能障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
音声機能障害	特別項症～第2項症	—
上肢不自由	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
下肢不自由	特別項症～第6項症、第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
体幹不自由	特別項症～第6項症、第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症

※ただし、4月1日現在で戦傷病者手帳が交付されていることが条件となります。

## 3 療育手帳による区分

区分	減免の対象になる範囲
療育手帳	A1、A2

※ただし、4月1日現在で療育手帳が交付されていることが条件となります。

## 4 精神障害者保健福祉手帳による区分

区分	減免の対象になる範囲
精神障害者保健福祉手帳	1級 精神保健及び精神障害者福祉手帳に関する法律による通院医療費の公費負担を受けている方に限ります。

※ただし、4月1日現在で精神障害者保健福祉手帳が交付されていることが条件となります。

## 減免の対象となる条件

区分	自動車の所有者	自動車の運転者	使用目的
身体障害者	本人または生計 同一者	本人	特に問わない
		生計同一者	障害者の通学、通院、通所、生業 の為に専ら使用すること
戦傷病者	本人	本人	
		生計同一者	障害者の通学、通院、通所、生業 の為に専ら使用すること
知的障害者(療育手帳を 持っている方)	本人または生計 同一者	本人	特に問わない
		生計同一者	障害者の通学、通院、通所、生業 の為に専ら使用すること
精神障害者	本人または生計 同一者	本人	特に問わない
		生計同一者	障害者の通学、通院、通所、生業 の為に専ら使用すること
身体障害者等のみで構成 される世帯	本人	身体障害者等を 常時介護する者	障害者の通学、通院、通所、生業 の為に専ら使用すること

## 申請に必要なもの

・手帳(必要となる手帳は以下のとおり)

身体障害者	身体障害者手帳
戦傷病者	戦傷病者手帳
知的障害者	療育手帳
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 および 自立支援医療受給者証

- ・軽自動車税減免申請書 ※税務課窓口にて用意しています。
- ・納税通知書
- ・自動車検査証または標識交付証明書(写しでも可)
- ・運転免許証(写しでも可)
- ・生計同一証明 ※自動車の所有者や運転者が生計同一者の場合(証明書の発行は障がい長寿課となります。)
- ・常時介護証明 ※自動車の運転者が常時介護者の場合(証明書の発行は障がい長寿課となります。)
- ・納税義務者のマイナンバーカード

注意事項

減免申請する自動車が軽自動車の場合は、自動車検査証に「自家用」と記載されているものに限りです。

**【お問い合わせ先】**

〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市役所 税務課 市民税班 軽自動車税担当

TEL 098-850-0245